

## 派遣事業マージン率等のご案内

2025 年 7 月

株式会社日立情報通信エンジニアリング

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項に基づき、マージン率を公開します。

### 事業所名

株式会社日立情報通信エンジニアリング（本社）

### 派遣先の実績およびマージン率等

派遣先から当社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた額を派遣料金で除した値をマージン率（※）といいます。

| A      | B       | C               | D                | (C-D)/C |
|--------|---------|-----------------|------------------|---------|
| 派遣労働者数 | 派遣先事象所数 | 労働者派遣料金の<br>平均額 | 派遣労働者の賃金<br>の平均額 | マージン率   |
| 128 名  | 15 箇所   | 51,700 円        | 29,862 円         | 42.2%   |

2025 年 3 月 31 日現在

※マージン率には以下の費用を含みます。

- ・社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料などの事業主負担分）
- ・労働保険料（雇用保険料の事業主負担分および労災保険料）
- ・教育研修費用
- ・派遣事業にかかる運営費（就業管理・事務管理費等）
- ・営業利益（マージン率から上記各項目等を差し引いた利益）

### 教育訓練に関する事項

●新入社員研修 ●年次技術研修 ●目的別技術研修 ●階層別研修

### 労使協定に関する事項

●当該協定の対象となる派遣労働者の範囲

1. 期間を定めないで雇用される派遣労働者（以下「対象従業員」という。）に適用する。
2. 対象従業員については、中長期的なキャリア形成を行ない、所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
3. 会社は、対象従業員について、労働契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

●協定書の有効期間

2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

### その他の労働者派遣事業の業務に関し、参考と認められる事項

- ・派遣労働者は無期雇用のため、着実なスキルアップを行うことができます。

以上